

## I. 反対尋問

- 5 検察側は条件関係修正説で、「結果を発生させうる行為が、近接した時間内に競合して行われているのであれば、両者の行為を個別に捉えるべきでなく」としているが、共犯関係がないのにもかかわらず両者の行為を一括して捉える根拠はなにか。

## II. 学説の検討

### 10 ア説(条件関係修正説)

近接した時間内に競合して行われているとはいえ、共犯関係がない場合にまでも、両者の行為を一括して捉える理論の根拠は明らかではない。

また、X及びYの双方について、他方の毒薬のみがAを死に至らしめた可能性を否定できない以上、「疑わしきは被告人の利益に」という原則に反している<sup>1</sup>

- 15 よって弁護側はア説を採用しない。

### イ説(合法則的条件関係説)

法的因果関係の判断に当たっては、条件関係の存在を前提に、行為の危険性が結果へと現実化した場合に認められているのにもかかわらず、本件のような場合においてのみ、自然法則や経験則を判断基準にすることは他の因果関係判断との整合性がない。

20

また、経験則という個人により差異があるものを判断基準とするのは相当でなく、条件関係が認められる範囲が拡大しすぎる可能性を含む。

よって弁護側はイ説を採用しない。

### 25 ウ説(結果回避可能性説)

イ説と同様に、法的因果関係の判断に当たっては、条件関係の存在を前提に、行為の危険性が結果へと現実化した場合に認められているのにもかかわらず、本件のような場合においてのみ、結果回避義務に合致した行為を仮定して判断することは他の因果関係判断との整合性がない。

よって弁護側はウ説を採用しない。

30

### エ説(条件関係修正否定説)

X及びYの双方について、他方の毒薬のみがAを死に至らしめた可能性を否定できない以上、「疑わしきは被告人の利益に」という原則を重んじるべきである<sup>2</sup>。

- 35 以上より、仮定的消去法の公式を適用し、条件関係を否定する理論が妥当であり、他方の行為は仮定的事情ではないため、X(Y)の行為がなかったと仮定してもY(X)の行為により結果は発生していた可能性があることから、条件関係は否定されると解するのが相当である<sup>3</sup>。

よって弁護側はエ説を採用する。

<sup>1</sup> 井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣,2008年)123頁。

<sup>2</sup> 同上。

<sup>3</sup> 同上122頁。

### Ⅲ. 本問の検討

#### 第一 Xの罪責について

5 1. Xが過失によって、致死量の劇薬を支給した行為に業務上過失致死罪(211条前段)が成立しないか。

(1) 「業務」とは、人がその社会生活上の地位に基づき反復継続して従事する事務であって、人の生命・身体に危害を加えるおそれのあるものをいう。

10 本件において、Xは看護師という地位に基づいて、患者に薬を支給する行為を反復継続して行っており、これは、薬の作用によって患者の生命・身体に危害を加えるおそれを十分に含んでいるから、「業務」に当たる。

(2) また、Xは本来、看護師として細心の注意を払い適切な医療行為を行わなければならないが、注意義務を怠り、誤って劇薬を支給しているから、「業務上必要な注意を怠」ったといえる。

よって、上記行為に業務上過失致死罪の実行行為が認められる。

15 2. そして、A死亡という構成要件的结果が発生しているが、Xの実行行為と死亡結果との間に因果関係が認められるか。因果関係の判断基準が問題となる。

(1) この点について、因果関係とは、結果発生を理由としてより重い違法評価を肯定できるかの問題であるところ、一般予防効果達成の観点から、行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合にのみ、行為に重い違法評価を加えることができる。

20 そこで、①条件関係を前提に、②行為の危険性については、規範による行為統制の観点から、一般人が認識・予見し得た事情及び、行為者が現に認識・予見していた事情を基礎事情として、行為の危険性が結果へと現実化した場合に認められると解する。

条件関係については、「あれなければ、これなし」という条件関係の公式をそのまま適用する。

25 (2) 本件についてみると、XがAに劇薬を支給していなくともYがAに劇薬を支給しており、Yの劇薬が作用してAの死亡結果が発生することが考えられる。つまり、Xの行為がなければ、Aの死亡結果が発生しなかったとは言い切れない。さらに、どちらの劇薬の作用によりAが死亡したか明らかでないことから、Yの劇薬のみが作用してAが死亡した可能性を排除できず、「疑わしきは被告人の利益に」の原則からも条件関係は否定される。

30 よって、因果関係も認められない。

3. 以上より、Xの上記行為に業務上過失致死罪は成立しない。

#### 第二 Yの罪責について

1. Xと同様に、Yの行為にも業務上過失致死罪は成立しない。

### Ⅳ. 結論

35 以上より、X及びYは何ら罪責を負わない。

以上